

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : (株) A・S・P

業者の住所 : 大阪府大阪市中央区本町2-4-10-107

2. 競争参加停止措置期間 : 2025年7月29日～ 2025年9月28日
(2ヶ月)

3. 事 実 概 要 :

株式会社A・S・Pは、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の事由を原因として建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。

(1) 監理技術者の不設置 株式会社A・S・Pは、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、株式会社ケイテックとその請負代金が政令で定める金額を超える下請契約を締結しているため、少なくとも当該下請契約の契約日から監理技術者を配置すべきところ、「1級建築施工管理技士」の資格を有せず、及び監理技術者資格者証の交付を受けていないため、監理技術者としての資格要件を満たさないA氏を同日から同資格の合格発表日の前日まで及び同日から同資格に係る監理技術者資格者証の交付を受ける日の前日までの間、建設業法第26条第2項及び第5項の規定に違反して、工事現場に専任の主任技術者として配置した。

(2) 施工体制台帳等の不作成等 株式会社A・S・Pは、本件工事において、その請け負った建設工事を、株式会社ケイテックに直接請け負わせていたにもかかわらず、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、その請け負った建設工事を株式会社ケイテックには直接請け負わせてないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

(3) 一括下請負 株式会社A・S・Pは、本件工事において、(1)のとおり、適格な監理技術者を配置しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社A・S・Pが建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1～11 略	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
12 近畿地区の地域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	
13～15 略	